

栃木県議会議員選挙

4月9日(日)

上三川町長選挙

4月23日(日)

投票日当日の投票時間変更

投票時間は午前7時から午後7時までとなります。

●投票できる方

平成17年4月10日以前に生まれた日本国民で、令和4年12月30日以前から引き続き本町に住所を有し、住民基本台帳に登録されている方

平成17年4月24日以前に生まれた日本国民で、令和5年1月17日以前から引き続き本町に住所を有し、住民基本台帳に登録されている方

ただし、4月23日の投票開始(午前7時)までに他の市区町村に住所を移した方は選挙権がなくなりますので投票できません。

●県内の他市町から転入してきた方は

栃木県議会議員選挙において、令和4年12月31日以降に転入の届出をした方は、本町では投票できませんが、一般的には前住所地の市町でその市町に係る選挙区の投票をすることができます。

ただし、これに該当する方は、①いずれかの市町の長が発行する「引き続き栃木県の区域内に住所を有する旨の証明書(無料)」をあらかじめ住民担当課窓口で受け取り、投票所の受付で提示する、または②投票所の受付で「引き続き栃木県の区域内に住所を有することの確認申請書」を提出することが必要です。

また、期日前投票や不在者投票を行う場合にも、投票用紙等の請求の手続きをする際にこの手続きが必要になります。

●入場券を忘れずに

入場券は、世帯ごとに圧着式のはがきで郵送します。1枚のはがきに4人分までの入場券が記載されていますので、投票の際には各自の入場券を切り離し、本人の入場券を持参してください。

もし、入場券を紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

●点字投票・代理投票

目の不自由な方は点字で投票することができます。また、身体が不自由などで文字を書くことができない方は、投票所の係員が代理で投票用紙に記載して投票することができます。いずれも投票所の係員に申し出てください。

●期日前投票・不在者投票(宣誓書(兼請求書)の記載が必要です。)

投票日当日に仕事、旅行、冠婚葬祭等の用事があるなど、一定の事由に該当して投票に行けない方は期日前投票をすることができます。

今回から入場券の裏面に宣誓書(兼請求書)を印刷しますので、あらかじめ記入のうえ、期日前投票所にお越しくさるようお願いいたします。

▶期間＝

栃木県議会議員選挙

4月1日(土)～8日(土)
午前8時30分～午後8時

上三川町長選挙

4月19日(水)～22日(土)
午前8時30分～午後8時

▶場所＝役場正面玄関 町民ホール

なお、長期出張等のため本町で期日前投票ができない方は、不在者投票をすることができますので、町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)に早めにお問い合わせください(期間は、期日前投票の場合と同様です)。

●入院(所)中の方は

栃木県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどの施設に入院(所)中の方は、その施設で不在者投票をすることができます。詳しくは、入院(所)先の施設、または町委員会にお問い合わせください。

●選挙公報を配布します

各立候補者の主張を掲載した「選挙公報」を新聞に折り込んで各世帯に配布します。なお、新聞を購読されていない世帯は、「選挙公報」を町役場、図書館、中央公民館などの窓口で用意しておりますので、お手数でもそちらをご利用ください。

●立候補届出書(町長選挙)の事前審査を行います

立候補に関する書類などの内容を前もって確認する事前審査を行いますので、立候補を予定している方は、立候補関係書類を記入したうえで、審査を受けてください。

▶日時＝4月12日(水) ①午前9時 ②午前9時30分 ③午前10時 ④午前10時30分
※事前予約制

▶場所＝役場3階 大会議室

▶問い合わせ先＝上三川町選挙管理委員会(総務課 総務人事係内) ☎569116



日産EVは時代の真ん中へ。

NISSAN 栃木日産 上三川店 TEL 0285-56-7723

相続対策【遺言・遺産承継】 認知症対策【後見・家族信託】
無料・出張相談にも応じます。



司法書士
ゆい総合法務事務所

河内郡上三川町しらさぎ1-25-7 TEL:0285-37-9742 上三川 司法書士

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、施設の臨時休館または、イベントの中止や内容を変更することがありますのでご理解願います。